

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令について (技能検定の試験基準の見直し関係)

職業能力開発促進法

技能検定は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する制度である。
技能検定は、職種ごとに、等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。職種は、平成21年1月1日現在136職種である。
技能検定の職種や試験科目については、法に基づき職業能力開発促進法施行規則により定められている。

社会の技能技術の進歩、ニーズ等に合わせて
技能検定職種の試験科目等の見直しが必要

職業能力開発促進法施行規則・別表

<見直しが必要な項目>

1. 技能検定職種の等級(規則別表11の4)
→ 貴金属装身具製作職種について見直し
2. 試験科目(規則別表第11の5(特級)、第12(1級)、第13(2級)、第13の2(3級)及び第13の5(単一等級))
→ 電子回路接続職種、半導体製品製造職種、コンクリート圧送施工職種、内装仕上げ施工職種、貴金属装身具製作職種、写真職種について見直し

(1及び2の見直しに付随して改正)

3. 合格証書交付の際の学科試験と実技試験の選択科目の対応関係(規則別表第14)
4. 技能検定の免除に係る短期課程の普通職業訓練の基準(規則別表第5)

技能検定職種に関する有識者で構成される
専門調査員会を設置し、検討

省令改正

(公布日:平成21年2月27日、施行日:平成21年4月1日)

今回の主な改正内容

1. 技能検定職種の等級(規則別表第11の4)

社会のニーズを踏まえて、技能検定職種の等級を追加

貴金属装身具製作	3級導入
----------	------

2. 試験科目関係(規則別表第11の5、第12、第13、第13の2及び第13の5)

技能技術の進歩を踏まえた技能検定職種の試験科目の見直しによる改正

電子回路接続	(単一等級)学科試験の試験科目の見直し
半導体製品製造	特級の学科試験の試験科目の見直し
コンクリート圧送施工	1級、2級、3級の学科試験の試験科目の見直し
内装仕上げ施工	1級、2級、3級の学科試験の試験科目の見直し 1級及び2級の選択科目における、学科試験「木質系床仕上げ施工法」、実技試験「木質系床仕上げ工事作業」の追加
貴金属装身具製作	1級及び2級の実技試験の試験科目の見直し 3級に係る、新たな学科試験及び実技試験の試験科目の設定
写真	1級、2級、3級の学科試験の試験科目の見直し 1級及び2級の選択科目として、学科試験「肖像写真銀塩制作法」及び「肖像写真デジタル制作法」、実技試験「肖像写真銀塩制作作業」及び「肖像写真デジタル制作作業」の設定

3. 合格証書交付の際の学科試験と実技試験の選択科目に係る対応関係(規則別表第14)

1及び2の見直しにより、学科試験及び実技試験に選択科目を追加した職種について、それらの対応を追加

内装仕上げ施工	追加した選択科目に係る、学科試験「木質系床仕上げ施工法」に対し、実技試験「木質系床仕上げ工事作業」の設定
写真	追加した選択科目は、 学科試験:「肖像写真銀塩制作法」に対し、実技試験:「肖像写真銀塩制作作業」、 学科試験:「肖像写真デジタル制作法」に対し、実技試験:「肖像写真デジタル制作作業」の設定

4. 技能検定の学科試験の免除に係る短期課程の普通職業訓練の基準(規則別表第5)

1及び2の見直しにより、訓練の基準内容を変更する必要があるため改正

内装仕上げ施工科	選択教科に木質系床仕上げ施工法の追加
写真科	選択教科に係る「肖像写真銀塩制作法」及び「肖像写真デジタル制作法」の設定、共通教科の内容の見直し